

平城宮・京出土文字刻書土器資料

平城宮跡発掘調査部

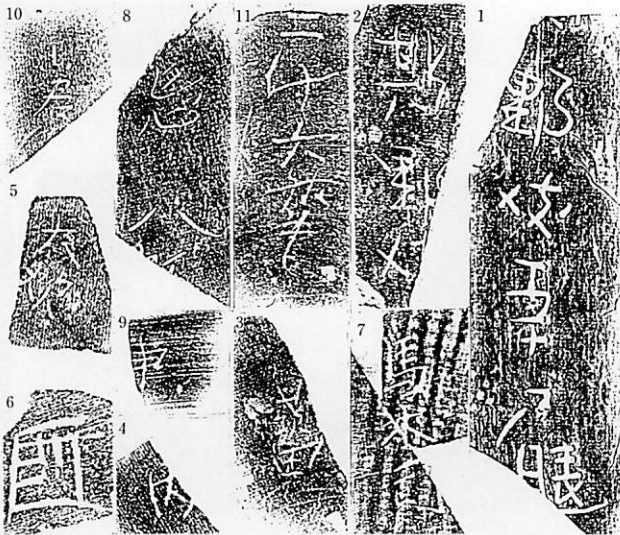
1993年度に行った造酒司の調査（平城宮第241次調査）で、文字刻書のある須恵器の甕片を検出した（1）。頸部外面に「□野伎五十戸」と刻すもので、『1993年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』では、欠字部を「郡」と推定し、「野伎」を郷名と考えた。そして、「ヤキ」「ノギ」あるいは「ヤケ」という郷名を『和名抄』から探索し、『延喜式』に郷の貢進を義務付けられた国と一致する和泉国和泉郡八木郷・播磨国印南郡益毛郷の二ヶ所をその候補地として推定した。

ところが、概報校了後、1965年に行った造酒司の調査（第22次北）でも、同様な内容の刻書須恵器甕片が出土していることが判明した。2がそれであり、1と同筆と判断される。この資料により、1の欠字部は「郡」ではなく「斯」であることが明らかとなり、「斯野伎」郷と改めなければならなくなった。『和名抄』によると、「シノギ」郷は、遠江国山名郡信濃芸郷だけであり、おそらくこれにあたるのであろう。遠江国は、『延喜式』に規定する須恵器の貢進国には含まれず、奈良時代の須恵器貢納のあり方をめぐって新たな問題を提起することになった。2の資料は、伴出の紀年木簡・土器、そして郷の記載内容（五十戸）から、8世紀初頭に推定できる。藤原京やその他先行する飛鳥の諸遺跡にも、遠江の須恵器が搬入されていることから、8世紀の初めに平城宮に搬入されたとしても、おかしくない。山名郡が存在した遠江東部、小笠郡大須賀町には、8～11世紀に操業した清ヶ谷古窯群があり、同地方の製品との比較検討が必要となろう。以上、概報の誤りを訂正するとともに、この機会に、これまで未報告の文字刻書資料をも紹介することにした。

平城宮・京から出土している文字刻書土器は、既に報告したものも含め、20点に満たない数である。とり上げた資料のうち、土師器はすべて焼成後、おそらく使用場所で刻書されたものである。須恵器のうち、4の「内」は焼成後の刻書であるが、他はすべて焼成前、すなわち生産場所で刻されたものである。3の「茨田」は地名もしくは人名であろう。地名としては河内国茨田郡茨田郷、人名としては茨田宿祢ないし茨田連氏などが考えられる、5の「大炊」は官司名で、宮内の官とすれば大炊寮に

あたるのか。7は二ヶ所の離れた発掘地から出土した破片が接合したもの。「馬木司」という官司名はこれまで知られていない。（異淳一郎・寺崎保広）

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号
□斗六升□	小君	申	忌八□	馬木司	□	大炊	内	茨田	斯野伎	□野伎五十戸	釈文
須恵器甕	須恵器杯B	土師器杯A	須恵器杯B	須恵器俵壺	土師器杯又は皿	須恵器杯又は皿	須恵器杯A	土師器杯又は皿	須恵器甕	須恵器甕	土器種別
体部下位外面	底部外面	口縁部外面	底部外面	肩部外面	底部外面	底部外面	底部外面	底部外面	頸部外面	頸部外面	記載位置
SD一三〇〇	一四一上三次東堀河	一四一上三次東堀河	一四〇次SD三七五	一〇四次SD三三六・三九次包含層	二九次SD三四一〇	二二次南SD三四一〇	二二次南SD三四一〇	二二次南SD三四一〇	二二次南SD三四一〇	二四一次包含層	出土場所



土器刻書